

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和8年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和8年3月11日（水） 開会：午前9時59分 閉会：午後2時23分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第15号 財産の取得について

議案第18号 板谷波山記念館における指定管理者の指定について

議案第19号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構第3期中期計画の認可について

議案第20号 令和7年度筑西市一般会計補正予算（第9号）

議案第21号 令和7年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第22号 令和7年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第27号 筑西市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第28号 筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第29号 筑西市総合福祉センター条例の一部改正について

議案第30号 筑西市老人福祉センター条例の一部改正について

議案第31号 筑西市蓮沼忠雄育成基金条例等の廃止について

議案第42号 筑西市介護保険条例の一部改正について

議案第43号 筑西市交通遺児学資金支給条例の一部改正について

議案第44号 筑西市立認定こども園条例の一部改正について

4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	塚田 砂与君		
委員	吉富 泰宣君	委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君
委員	増渕 慎治君	委員	仁平 正巳君	委員	三浦 譲君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書 記 宮川 尚訓君

委員長 大沼 茂

○委員長（大嶋 茂君） ただいまから福祉文教委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は8名です。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、財産取得議案1案、指定管理者議案1案、地方独立行政法人議案1案、補正予算議案3案及び条例議案8案について、各部ごとに審査したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） また、筑西市議会基本条例第19条による委員間討議を希望される場合は、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第19号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第3期中期計画の認可について」の審査を願います。

地域医療推進課から説明願います。

長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 地域医療推進課、長塚でございます。よろしくお願いいたします。失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第19号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構第3期中期計画の認可について」ご説明いたします。令和7年第4回定例会に第3期中期目標案を提出し議決をいただき、本年1月に法人へ指示いたしました。西部医療機構において当該目標を達成するため、第3期中期計画を定め、市長の認可に際しましてあらかじめ議会の議決を経る必要があることから、当該計画の認可につきまして議決をお願いするものでございます。

なお、当該計画案は、西部医療機構での原案作成後、西部医療機構評価委員会や運営検討会などでの審議を経て検討、調整を行い、承認をいただいたものでございます。

それでは、議案書の3ページを御覧ください。中段の前文でございます。第3期計画では、茨城県西部メディカルセンター、筑西診療所、ちくせい総合健診センターの3事業体が連携し、高齢者医療、救急診療、在宅支援、予防医療の4本柱として、地域住民が安心して暮らせる体制を整えるとしております。

5ページの中段、第1、中期計画の期間から21ページの下段、第5、その他業務運営に関する重要事項を達成するため取るべき措置までは、市が指示いたしました目標に対する取組項目が定められております。

22ページ以降の第6において、予算、収支及び資金の計画について定められております。

ここからは、詳細にいま一度説明したいと思います。まず、1点目といたしまして、地方独立行政法人法第85条、運営費負担金について、総務省の通知に準じまして医師不足地域における救急医療の維持や人材確保、地域包括ケアの推進など、地域医療体制維持のために不可避な事業に対する支援として、4年間で約28億円を見込んでおります。

次に、2点目としまして、長期借入金につきましては、病床機能の最適化及び医療DXなど、抜本的な経営改善を推進しながら、資金繰りの安定化を図るため、令和8年度に総務省の財政措置である経営改善

推進事業債を約15億円借入れ、活用していく見込みでございます。

さらに3点目としまして、物価高騰や賃上げなど、外部環境の影響なども受ける中で地域の医療提供体制を維持するため、計画期間の後半に当たる令和10年度、令和11年度に市からの新たな財政支援として約22億円を要請する計画となっております。こちらの新たな財政支援につきましては、先週全員協議会で法人側から減らしていきたいという旨の説明がございました。本日朝一番で改めて法人側に私確認いたしまして、単年度当たり現状で1.7億円、4年間で約7億円を診療報酬改定に伴う業務改善で減らしていけるといふような返事をいただきました。先ほど約1時間前の話でございます。市としましても、この22億円という大きな金額をそのまま白紙委任という形で病院に渡していこうとは思っておりません。市としましては、令和8年度以降、機構改革も含めまして、今まで以上に法人に対して管理監督を強化していく、そういったことになろうかと考えております。

雑駁ではありますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ご説明ありがとうございます。この計画見ますと増収分、例えば7ページ、19ページ、20ページ関係、これ見ると診療報酬改定も令和8年度にやられて、基本的に上積みされるよというような中で、急性期のほうも基本的にあって、非急性期もあって、大体基本的に私も捕らぬタヌキの皮算用で計算しましたら、令和11年度目標分、これは入院単価6万1,000円にします。あと加えて平均在院日数を15日から13日にするとおっしゃっています。これで15%回転率を上げますよとおっしゃっています。その回転率を上げるために、7ページの救急の応需率も上げますわとおっしゃっている中で、大体基本的4億円から6億円くらいは増収してもおかしくないですよ。つまりこの数字を守ればです。特に利くのは、やっぱり在院日数をきっちりとちゃんと急性期のほうを203床から158床に下げるので、その分の職員の方の負担も下がる。しかも、その非急性期を45床入れていらっしゃる。急性期の場合、退院するか、転院するか、転棟するか、この3つのうちの一つなので、退院もできない、転院もできない人はこの転棟で45床のほうに入れていただいて3万1,000円を稼いでいただくと。これずっとですから。ほぼ長い期間、3万1,000円でいけるのでという、そういう計画をされているので、基本的にこれはオーケーだなというふうに思いました。

一方、削減のほうです。これ、4ページ見ますと、この間の全員協議会でもお話ししましたが、人件費と委託費が80%を占めて、費用構造の硬直化をされているとおっしゃっています。これ、病院がおっしゃっているわけです。この間、委託費、同じ2番の費用構造の適正化で、基本的に委託費見直しますわとおっしゃっているわけです。委託費どのくらい見直すのと、副院長は5億円とおっしゃっていました。委託費5億円かかっていますと、これ見直しますと。どこまで見直すか。委託費ですから、せめて0.5億円、10%削減したとしても、この80%がどうなるかということ、5億円が5,000万円減って4.5億円なのです。それで80%なので、恐らく人件費35億円くらいで見えいらっしゃるのかなと。だから、35億円足す4.5億円なので39.5億円、だから80%なので医業収益が約50億円。だから、50億円分の39.5億円なので、80%がほぼ79%ぐらいになるのかな。しかし、この見た目では見えていないというのが私の印象でございます。その部分、それでいいのと。確かに先生とか看護師、絶対これ削れません。イコール収益なのです。だから、削るのが関連の部分でどこまでかというようなところはこの資料では見えていないので、何が言いたいかと

いうと、この資料だけでは9億円の補填は見ていません、まだ。9億円、要するにさっきおっしゃったように、まだ7億円が見えましたということは、20億円引く7億円で13億円だから、6.5億円、6.5億円はまだ入れないといけませんという、そういう計算で私は今長塚地域医療推進課長の説明で理解したのですが、いや、まだまだ足りなくないですか。本当にそれだけ入れるのですかという意味からしますと、もっとここの部分は、あくまでこの資料は目標なので、そこをもう1回、一絞りしていただいて頑張りたいなというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがですかという部分だけをお話してください。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） ご質疑ありがとうございます。吉富委員のおっしゃるとおりだと思います。

今現状では、先ほど私説明しましたように、22億円から7億円ぐらい減って15億円かなというところがございます。電話でも事務部長と話ししたのですけれども、令和8年度に1回診療報酬改定があって、令和6年度中に診療体制ですとか看護基準なんかも年度内に見直して行って、7億円という数字、単年度でいいますと1.75億円ぐらいになるのですけれども、その数字につきましては今現状やっている診療体制を考えた数字、そこで計算して1.75億円という数字が出てきたというふうに先ほど電話で聞きました。それにプラスして、新たな看護体制ですとか施設基準を得ることによって、よりこれをまた上げていきたいという話はされていきました。なので、期待も含めてですけれども、今吉富委員おっしゃったように6.5億円、6.5億円ではなくて、限りなくもっと減らしていきたいというふうにしていかないと、やはり議員、市民の皆さんの理解は得られないと私個人は思っております。

令和8年度の後、また2年後ですけれども、令和10年度にも診療報酬改定ありますので、その辺りにも期待しながら、そうはいいましてまず足元の今の現状の病院における構造的な赤字体質、それを改善していきたい、っていただきたいと思っていますので、その部分については市としましても引き続き管理監督していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） いずれにしろ、この資料の指標関係、出ている指標は、もういかなる理由があるうともマストで守ってくださいというようなことでぜひご指導いただきたいなと。ご指導というか、コミュニケーションを取って、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 医療報酬改定の部分で1.7億円ということで15億円になるということで少しほったという部分はあるのですが、計画の中身が別に変わったわけでも何でもないのに、計画について具体的な部分について、市でつかんでいる部分でお答えをしていただきたいというふうに思うのですが、まず市の運営検討会で、この改善の実現性はどうかというところを随分と確かめたのではないのかというふうに思うのです。計画どおりにいけば、多少なりと兆しは明るい方向に向かうのだけれども、本当にそうかというところが、本会議で私副市長に聞いてもそのところが出てこなかったのです。そこに私は疑問を持っているわけです。ここまで私らは言ったのですと。25億円だったのを22.39億円にしたという話は

分かりましたけれども、それだけではなくて、それを具体的にどういう体制を組むと過去のデータから増収になるのだというところを確認しなくてはならないというのが市の立場でもあるし、我々もそれをやらなくてはならないということで、個々の改善点について細かいところはいいですけども、大きいところでどういうところを確かめたのかなというのをまず最初にお聞きしたいというふうに思います。

あと、委員長、重要な案件なので、質疑回数3回ではなくて、もう少し増やしてもいいですか。

○委員長（大嶋 茂君） いいですよ。

○委員（三浦 譲君） できるだけまとめて質疑しますけれども、地域包括ケア病床を開設するということが、増収の一番大きな部分だろうというふうに思うのですけれども、そうするといろいろとそのための体制を取っていかなくてはならないということで、その辺は現実的にどこまで詰めてあるのかなというところをお聞きしたいと思うのですけれども、まず地域包括ケア病床なのだから、退院してきた人が、三次のところから退院してきたものの受皿と。この部分は、筑波大とは契約を結んだという話がこの間全員協議会でありました。これはよかったなというふうに思うのですけれども、あと自治医大とも結ばなくてはならないですね。ということで、それらの確認はどうなっているのかなというところと、それからリハビリとか、あとは栄養士だとか、いろいろなほかの介護施設だとかとの連携を取っていかないと地域包括ケアにならないので、その連携の部分をこれから確立するのだと思うのですけれども、その辺の手配はどうしているのかなと。

介護施設と契約を一つ一つ結んでいく必要があるというふうに思うのですけれども、あと委託費を減らすという部分が費用構造の適正化として大きなポイントに出しているのですけれども、どれだけのものだろうかなというところがまだ全く説明がないのです。減らすというだけのことで。受付だとか物品管理の委託業務を一部内製化するとか、清掃、警備、保守なども見直すということなのですが、当然見直しはしなくてはならないのだけれども、具体的な動き、取組があるのかどうかというところをお願いします。

それから、医師確保では非常勤を減らす。これは非常に大きい部分だと思いますけれども、その部分非常勤を増やすと。その増やし方について、教育病院機能を整備するということで若手医師を引きつけるというふうに書いてあるのですけれども、この教育病院機能の整備というのは具体的にどういうふうに聞いているのか。

これらの以上でよろしくをお願いします。いろいろあつてすみません。

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと多いのですが、長塚地域医療推進課長、大丈夫。5つですか。

では、1項目ずつ答弁願います。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 分かる範囲で答弁させていただきます。

まず1点目、運営検討会で確かめた部分というご質疑でしたけれども、運営検討会につきましてはやはり今現状の診療体制というよりかは、経営の状況について各委員から法人側に対していろいろな質問は出ておりました。やはりその中でも、人件費が高い部分というのが多いということもありましたし、あとは今までも言われていますように、病棟のほうを生かし切れていないというご意見もありました。様々な意見が出る中で、やはり市としましても地域医療提供体制を守っていくために、今まで第85条に基づいて出していた運営費負担金についても年間1億円ぐらいつつ増額して、4年間で28億円ほど出すというふうな結論に至りましたし、事業債につきましても15億円を令和8年度に借入れて改善していくというところも確認いたしました。しかしながら、やはり意見として出ましたのは、この22億円、23億円という巨額の新

たな追加支援という部分についてはすぐにはというところがありましたので、4年間のうちに、特に前半2年間に於いて改善していくようにと。それについては、理事長、病院長も代わるというタイミングもございましたので、またその新たなリーダーシップですとか、新たな理事長、病院長を通じた医師確保、看護師確保の対策をきちんと取っていただきたいというような意見などがございました。

続きまして、地域包括ケア病床にするための体制というところですが、やはり委員おっしゃるように、筑波大学とは契約したと先日の全員協議会で説明がありましたけれども、やはり自治医科大学も含めて筑波メディカルセンターですとか、そういった3次救急機関からの下り搬送と言われる急性期を脱した患者を今後4年間、令和8年度から考えている地域包括ケア病床45床ありますけれども、そちらに入れていく。もしくは、茨城県西部メディカルセンターの中で急性期から脱して、先ほど吉富委員もおっしゃっていたように転棟させると。病棟を変えて管理していくということで、もう新理事長のほうでいろいろ動きはしていただいているので、そちらのほうで令和8年度以降、市としましても状況は逐一確認しながら進めていければ大丈夫かなと思います。

リハビリとかの人数については、若干今の現状で多いのか少ないのかという部分もきちんと今度精査した上で、地域包括ケア病床を行うに当たって遺漏のないようにということで話は実はしているところでございます。事務方のほうからは、地域包括ケア病床を開設するまでに若干時間がかかるというふうなお話を聞いています。それは、体制を整えるという意味でちょっと時間が欲しいということでしたので、年度内にはと思っておりますけれども、その辺りも逐一確認してまいりたいと思います。

あと、委託費の減額につきましてですが、こちらにつきましてはやはり法人から説明ありましたように、業務の内製化というところで事務方、事務部の職員が他の同規模レベルの病院と比べて倍ぐらいの人数、おっしゃっています。先日の全員協議会で、厚生連の病院と茨城県西部メディカルセンターと一番の違いは何ですかという問いに、新理事長も事務方が厚生連の病院は少なかったと。本部のほうでまとめているという、そういった背景もあるかとは思いますが、そうはいいいましてもやはり事務方多いというところがありますので、そういった方々を受付業務ですとか、その他の内政化可能な業務のほうに上手に振り分けていただけて、ただそうしたときに市としましても医療の質ですとか、何かが低下するようではこれは困ってしまいますので、やはり単なる委託費を減らすということだけではなくて、そういった部分にも注意をしながら管理監督はしていきたいなと思っております。

最後に、ドクターの確保についてですが、これはやはり委員と同じように、もう期待しかないのですけれども、新たな理事長、病院長にバトンタッチされるということで、その先生が筑波大学と自治医科大学とどのようなパイプを持っているかというのは、ちょっと私もまだ現状はつきり見えていないところはありますけれども、やはりそこら辺の確保に対しては、市長が任命するに当たりまして一番最重要として理事長を任命したところですので、今後筑波大学、あと自治医科大学、あとはその他の関係大学である日本医科大学もそうですし、今関係を築こうとしているほかの大学の先生方にも来ていただけるように、新たな経営陣に頑張ってもらいたいと、そういうふうに市としては思っているところでございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず、市の運営検討会でメンバー6人で2回開いたということなのですが、今の説明だと何か物足りないというふうに思うのです。実際はもっと細かい話をやったのかどうか。中

期目標とか、その前の評価、中期評価の部分で既に問題は指摘されていて、それをどうするのだというのがこの計画に来て、その計画が議会が通るように修正しただけでは我々としては信用できないので、手直ししたのが本当に頑張っているのかという、ではその取組は何をするのだと具体的な。というところを運営検討会でやったのではないかと、莫大な金出すわけですから。というふうに想像をしていたのですが、その辺はもうちょっと詳しく、これ市のチェック体制に関わることなので、非常に重要だと思うのです。ただ、手続上の運営検討会であってはならないので、できるだけ市の支援金は減らしてくださいだけでは全然チェックしたことにならないので、その辺もうちょっと詳しく、どういう応答があったのかなというところをお聞きしたいと思うのです。

それから、地域包括ケア病床の部分は、今までから見れば非常に大きな増収部分になるはずなので、それからあとは在宅医療のほうにも回っていくわけなので、その部分も大きく、飛躍的増加というふうに書いてありますけれども、確かにそうだろうなというふうに思うのです。ところが現実には、協定したからある程度の患者が来ると思うのですが、リハビリとか、そういう介護とかに回す、その体制が整っていないと、患者としては例えば協和中央病院のほうはまだずっと病院と施設が一体化しているので、そっちのほうで安心だなというふうにそっちへ流れるおそれも、そっちの傾向がまだまだ強いのではないかなと思うので、その辺の茨城県西部メディカルセンターとしての体制づくり、ここが現実のポイントになってくるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。その2点でよろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） ご答弁申し上げます。

すみません。先ほど申し上げたとおり、まず運営検討会におきましてはやはり話題の中心というのは運営費負担金、あとは経営改善推進事業債と、新たな追加支援22億円の話にほぼほぼ重きが置かれておりました。そこの部分について、運営検討会の委員からは、やはりどのように改善していくのだということで、法人側に質問はいろいろ飛んだと記憶しております。私事務局としてその様子を見ておりましたけれども、法人としてもやはりちょうど現理事長と新理事長に代わる体制の中で、なかなか苦しい状況があるなというのはちょっと見て取れました。今の現体制に対する配慮といいますか、忖度といいますか、そういったところで、本来事務方、もしくは新理事長はもうちょっと切り込んで改善していきたいというのはあったようなのですが、なかなかそこは現理事長、現病院長がいらっしゃいましたので、具体的な話というのは残念ながら私も聞けていなかったという状況です。

そこも踏まえまして、終わりをまして、この中期計画策定に当たっては、病院の事務部長に実際この計画、特に大きな部分でどのような方策を立てて、どのようなスケジュールで、幾らまで改善していくのかをはっきり示してほしいということで依頼のほうをしているところでございます。実際今私の手元にそういった改善していく方策というのを病院のほうから出していただいております。ただ、これが申し訳ないのですけれども、残念ながら中身がまだまだな部分が正直ございます。なので、これを中期計画の一つの項目ごとにより細かく、よりどれだけ改善していく、抑えられるというのを令和8年度になってしまうと思いますけれども、西部医療機構の事務を引き継ぐ新たな部署で管理監督していただきたいと思いますので、今日は申し訳ございません。それでご理解いただければと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まだまだ納得はできないですけれども、新理事長に期待するしかないという部分

もありまして、あとは今後の監視、議会としての監視もやっていかななくてはならないということで、今日はこの辺にしておきます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

それでは、討論を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 私は、この西部医療機構第3期中期計画案の認可について、反対の立場から討論させていただきます。

全員協議会でもさんざん申し上げましたが、一番の問題点は令和10年と令和11年に合計22億3,900万円の財政支援の部分なのですが、新理事長となられる近藤先生の経営改善意欲には敬意を表しますが、今後4年間の計画案を安易に認めてしまうと、病院の赤字はますます膨れ上がるばかりで、市民の税金を湯水のごとく投入することは避けるべきではないかと思います。ここは一度立ち止まって、傷口が大きくならないうちに、病院の民間移譲も含めて考え直すべき時期ではないでしょうか。

令和8年度の14億9,200万円は認め、仕方がないにしても、4年間で合計37億3,000万円という金額は大き過ぎで、財政支援の金額に関しては単年度主義にして病院の経営状況を年度ごとに見ながら、新しく設置される病院経営管理室の報告を聞きながら判断し、6月の診療報酬改定後に再度計画案を提出すべきと思います。しかるに本計画案の認可は継続審査として、今回は見送るべきと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 議員間討議として、全員が重要な案件ですので、意見を出し合ってより煮詰めたほうが良いというふうに思います。それが私の意見なのですが。

○委員長（大嶋 茂君） そういう意見なのですが、委員、よろしいでしょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、こっちから。三澤委員から。

（「自由討議だもの、手を挙げて言えばいいじゃない」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そもそもこの病院をつくる8年前、議会で私は何度も当時の担当部長に、本当に旧市民病院から脱却して、地方独立行政法人として設立する病院が黒字化できるのかと。一般会計から持ち出しはできるだけ少なくできるのかと言ったら、開院3年目から黒字化できると明言していますから。それで、8年間一度も黒字化できない。先ほど長塚地域医療推進課長が様々な理想論を申し上げてくれましたが、そんなことは信用できません。一度も黒字化したことないのに、理事長が代わろうが、誰が代わろうが、今の体制では無理。37億円というのは物すごい金額です。今アルテリオの23億円でもめているような時代ですから、それを市民の税金、一般会計から繰り出してそこへ埋める。では、令和12年度以降はずっと黒字で、市の持ち出しはないという確約も誰もできないでしょう。そういうことをこの紙っぺらに、病院の専門的な用語を使いながら出したって、金額だけは動かせないのだから、4年間これ認めてしまうと、我々何も言えないから。37億何千万円がオーケーを出すわけだから、これ賛成したら。だから、ここ

は立ち止まって、6月に診療報酬改定の時期が終わってから、また新たな支援策を明確に。全員協議会のときに私質問しても、この積算根拠は全然はっきりしていませんから。出ているのは6億一千何百万円の医療機器の更新で、こんなことを言うとしりませんのですが、医療機器と音楽の楽器というのはバックマージンがすごいのです。どこの病院でも問題になっているのです。白い巨塔なのです、この辺のところは。前に私、MRIを開院したときに反対して、それから2か月後に4,500万円安く買えたこともありますから。何を機械を6億円も更新するのか。たった8年で古くなるなんて考えられないのです。

そういうことで、この金額の積算根拠がやれ法律だとか何とかと理由をつけて理想論を唱えていますけれども、こういうのを簡単に認めたらとんでもないことになりますから、一度立ち止まって、ここはもう1回練り直して、金額に関しては私は単年度で精査しながら、今年の令和8年度の15億円近い金額は認めざるを得ませんけれども、法律で決まっていますから、上限額が15億円と。でも、その2年後にまた10億円、12億円と2年後、3年後に貸せという、そういう借入れの方法は認めるわけにいかないと思うのですが、委員の皆さんどう思っていますか。はっきりしたほうがいいですよ、イエスかノーしかないのだから、こういうのは。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この中期計画を否決した場合、ではその対案をどうするのだという話になってきて、単年度主義だからいいのかということではないですね、中身の問題だから。

そうすると、私さっきから質問しているのですけれども、具体的にどういう取組をして改善を図っていくのかということなのです。さっきの言った地域包括ケア病床の活用という部分、私はこの方法が非常に大きな意味があるというふうに思うし、やっぱりこれから高齢者がどんどん増えてくると、その部分の重要性がもっと高まると。ですから、茨城県西部メディカルセンターの仕事は私はこれから増えてくると思います。そうすると、計画にあるように病床の回転率もよくなってくると。

吉富委員が言いましたけれども、病床の回転率を上げるというのは非常に大きな収入源なのです。なので、それ計算するとどれだけの患者を受け入れられるかということから出てくるわけですが、そういうところに踏み込んでいるということは、私は1つは信用できる部分だなというふうに思います。

あとは、細かいところは我々には分からないので、やはり議員がしっかり議会として監視をしていく。市ももちろん先ほど長塚地域医療推進課長言いましたように厳しく監視していくということですが、その監視が私は運営検討会のさっきの話ではなくて、もっともっと踏み込んでできるはずなのです。それを議会もやっていくというふうにして、まずはこの改革に取り組んでもらおうということで、これは私は賛成という立場でいきたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 挙手をお願いします。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 私も話を聞かせていただきながら、1つは一番最初にあった、今日電話があったということで、4年間で7億円減らせると。付け焼き刃的な感じがちょっとするのです。だったらもっと早く、この計画の中に盛り込むべきだと思いますし、その部分は今日急いで、そういう電話がたまたまかかってきたと思うとしても、ここに書いてある計画の中で病床稼働率、先ほど三浦委員とか吉富委員から出ていますが、回転率もそうですけれども、稼働率が80%未満ということで、ここは収益の大きな確保する部分だと思うのですけれども、やっぱりそこが努力という部分で、これは全く別の病院の話になります

けれども、例えば今筑波大学と自治医科大学から急性期の終わった患者を預かっているということで、例えば土浦協同病院なんかではちょうどたまたま茨城新聞でその記事を拾ったのですけれども、年間で8,000人から9,000人ぐらいの患者がいて、それを急性期を済んだ後の患者を受け入れる場所がないということで困っていて、いろいろ手を尽くして探しているのですけれども、いよいよ県が乗り出して、県のほうで入院日数に応じてお金を補助金出すからどこか受け入れてくれませんかというのをやっているということで、1日受入れ4日以内だったら3万円もらえると、追加で。14日以上だったら1万円補助しましょうと、県がもうやっているわけです。水谷先生に前に聞いたのですけれども、それだけ対応を急にばっどこかから受け入れて病床全部埋まった場合も、稼働できるだけの人員はいるのですかと言ったら、それはいるのだということなのです。足りるのだと。看られるのだ。そういう努力もしていると言うのですけれども、やっぱりちょっと足を伸ばして回収、確保、回収という言い方は変ですけれども、患者を集める努力とか、そういうものが見えないというのと、あと例えば夜間救急診療所なんかから急に要請があった場合も断られてしまうという話もちょっと私聞いたことがありますて、先生がいないのか何か。本当に患者を集めて入院患者を増やす、収益を上げるのであれば、やっぱりそういうところ、努力した結果が見えないというのがあって、先ほど仁平委員からも言われたとおり、もうちょっとつくり直すという部分も必要なかなと思うのです。認めてしまうのは簡単ですけれども、改善できる部分がもし正確に出ているのであれば、そこを入れ替えるだけでもやっていただけたらいいかと、私の個人的な感想です。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 失礼して、答弁させていただきます。

仁平委員、三澤委員おっしゃること、ごもっともかなと思っております。1つ、この中期計画案が否決ないし継続審議ということになった場合のリスクについて、1点ご説明だけしておきたいと思うのですけれども、先ほど来説明いたしました経営改善推進事業債なのですけれども、これを借りるに当たりまして、起債の前提となる合意形成された計画というのがこの中期計画になるわけなのですけれども、中期計画がそういうことで議決をいただいていないという可能性がありますと、茨城県知事からいただく起債の許可、これが下りないという可能性が実はございます。ということで、令和8年度中にもうすぐさま運転資金が足りなくなって、逆にそのときに市のほうから十数億円という金額が出る可能性が1つございます。これが1つのリスクでございます。

あともう1つは、これも地方独立行政法人法にあって短期借入金というのが10億円まで金融機関から借りられるのですけれども、これもやはり計画ができていないと金融機関から借りることができないということで、そういったようなリスクがありますので、事務局としましては仁平委員がおっしゃっていたように、1回計画を出してしまうと、その後ちょっと何も言えないのではというご心配あるかと思います。でも、我々が考えていたのは、まず6月の診療報酬改定があって、どの程度のインパクトで改善していくのかという数字が6月以降に徐々に見え始まってきます。改めてなのですけれども、9月の議会最速でだと思うのですけれども、9月の議会か、もしくはその前に臨時会でもいいと思うのですけれども、この中期計画自体の計画の変更案を出そうというふうに考えております。そのときに、また改めてこの仁平委員ご心配されている新たな追加支援、もちろん私も筑西市民なので、私も心配なので、出したくもないですし、そういった部分でどうか今回はお認めいただいて、令和8年度遅くとも9月議会でこの中期計画自

体の変更案を出させていただくということではいかなかなと思うのですけれども。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 私は、一応この計画は賛成の立場でお話しさせていただくと、例えば15ページの紹介率、逆紹介率の部分、これ紹介率89%、90%、90%。89%と90%は誤差範囲で、紹介率90%、これは驚異的な数字でございます。逆紹介率72%、これも驚異的な数字でございます。だから、少なくとも頑張っていたらいい。それがアウトプットとして出ている部分もあります。6月に診療報酬改定がある。今回、ページ20から21で基本的にかなり練られて、これは腹を決めないと、やはり回転率を上げるというのはなかなかこれ大変だと思います、中の人たちは。現場はめちゃ大変だと思います。でも、これやってもらわないと、ほかの病院言いますけれども、もう新小山市市民病院なんか10日やると言っているぐらいですから。だから、それを思うと人材少ないですから、その中で13日やるという、15%回転率上げますという判断をしていただいた。させたのかどうかは別としまして。だから、これはきっちりと、だから私的には4月1日から仕事を始めてくれと、この目標に向かってまずは始めてくれと言いたいので、基本的にまず1回賛成させていただいて、もうすぐ病院の方々はこの計画を守るために仕事をしてくださいという立場から、この計画一応賛成ということで、立場でお話しさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤澤委員。

○委員（藤澤和成君） なかなか賛成しづらいのだ、本当に。長塚地域医療推進課長が一生懸命やっているのも分かるし、病院がこういうふうに改善しますと言っているのも物すごくよく分かるのだけれども、こうなってしまったらすぐ変更を出しますよというのだったら、もうすぐにでも変更出してほしいぐらいなのだ。俺だって別に意地悪で言っているわけではないし、ふざけて止めているわけではないのだから、ぜひそういうリスクが予見されるのであれば、もうそういう改善とか変更とかそういう加味したものをバツになったらすぐ出してもらいたいぐらいなのです。だから、医療サービスが止まらないように、最低限の来年度の支援は考えていますけれども、その先の大きい金額についてはちょっと納得できないというのが正直な気持ち。

○委員長（大嶋 茂君） 塚田委員。

○委員（塚田砂与君） この計画については、地域医療推進課と病院との間で今朝も協議が行われているということで、現時点ではまだ十分に整理された計画とは言えない部分もあるのではないかと感じています。市民の医療と財政に関わる重要な計画であることから、拙速に進めるのではなくて、もう少し検討の時間が必要なのかと感じています。

また、計画の中には、単年度ごとというお話もありましたし、仮に今後変更案が示されるのであれば、それを踏まえた上で判断していけばよいのではないかと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） これは非常に難しい、まだ私も迷っているのですけれども、この病院が、今長塚地域医療推進課長から今回中期計画がもし認められなければ、いろいろこれからの資金調達とか、そういうのが非常に困るということ。それは、我々も経営の中ではそれは分かる気もします。

ここへ来て6月に診療報酬の改定がありますけれども、約7億円近く増収は期待できるというのものもある

し、改善計画を次の議会に出せるつもりでいるということになれば、皆さんの本当に……今まで達成していないのです。医師確保も私も何回も言っています。医業収益を上げるためには医師確保、看護師の確保、そういうことを言っているながら、ここずっと努力してきたけれどもなかなかできなかった。だから、今のままでは……確かに分かります。収益をやるといっても、今回地域包括ケアもやるとか、あと事務職員の比率もそういうので出ている中で、なぜ改善をできなかったのかなというふうに本当に残念で思っているのです。だから、最後の皆さんの努力に期待したいと思っているのです。だから、この病院、せっかく造った病院、構造的な問題があるのはもう当然分かっているのですけれども、それにかけるほかないかなというふうに私は今そういう気持ちです。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） また改めて小言を言うようですけれども、改めて計画案を出すというのであれば、この計画案、今我々が審議しているのは、長塚地域医療推進課長の熱意ある言い訳がましい理想論ではないのです。この紙に書いてあることをやっているわけよ、つまり。今朝電話があったとかなかったとか、そんな関係ないのです。これに対して言っているのだから。では、長塚地域医療推進課長、配置換えしたら何の責任もないよ。我々はずっとここにいるのだ。市民に説明できないのです。賛成の方もいるけれども、はっきり言うけれども、37億円を認めることなのですよ、これ。後から出すとか何とかではない。だから、いわゆる4つの柱で医療提供体制の強化だとか経済改善策だとかいろいろ書いてある。それは、現場の人がつくって、評価委員会、それから運営検討会を経て来ているのだから、その内容はいいです。私が問題にしているのはお金なのです。

藤澤委員も言ったけれども、令和8年度の14億9,200万円認めなければ病院やっていけないから。だけれども、今日、明日にも14億9,200万円なかったら大変だなんて言い方はやめてください。だから、早くこの改定案を出して、再度審議すればいいではないですか、14億9,200万円、私認めます。令和8年度のことだから。だけれども、2年後、3年後にまた22億円貸せというのは、これは駄目だ。だって、経営改善策して、近藤先生も言ったよ、1億円ずつ返していくと。でも、できるかなと言いましたから。聞いていたでしょう、長塚地域医療推進課長も。返したいけれども、返せないかもしれない。やってみなければ分からない。そういう理想論とか、ぼやとした具体性のない計画案で4年間、これ37億円認めてしまうと、もうこれ何もやりようがないですから、我々としては。我々はチェック機関なのだから。構わないですよ、ほかの人がお金出すのであれば。37億円なんて言わないで、50億円ぐらい出してやればいいではないですか。だけれども、我々は市民に説明しなければならない義務があるのです。長塚地域医療推進課長は部署替えすれば関係ないでしょう。替わるの、今度。責任持てないでしょう、長塚地域医療推進課長の理想論を聞いたって。電話したとか、話し合ったとか、チェックしたとか。だって、チェックしたもので出してください、新しく。私は14億9,200万円認めますよ、令和8年度のことだから。だけれども、その後は1年ごとにチェックして、監査して、本当に努力しているかどうかを見極めないと、お金は、市民の税金は使えないですよ、簡単に。それを言っているのです。だから、長塚地域医療推進課長言ったでしょう、改正したものを出すつもりだと。すぐに出してください。今回は駄目。これを認めてしまうと。委員の皆さんも勘違いしている。認めるということは、37億円出すということですからね、つまり。そうしたら、改正しようが何しようが、医療の現場のことを言われても我々は分かりません。だから、私は委員の皆さんに言うのは、ここは一步立ち止まって継続審査にして、6月なり、臨時議会なりに出してもらいたい、

新しいの。金額は駄目。その都度年度ごとに計算しないと。積算根拠が出ていないのだから。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まずははっきりさせなくてはならないと思うのは、さっきから変更案の話が出ていますけれども、その変更案とは何なのと。変更案でいきなり増収案が出てくるのですか。出るわけないでしょう。何を期待するのか。そんなの何回出したって無理です。さっき言っている。これは長塚地域医療推進課長に、どういうところも変更可能なのかというところをまず説明してもらってはっきりさせないと、何か変更案に期待するような話っぷりになってしまっていて、これはまずい。

それから、さっき報酬改定で7億円ぐらいという話がありましたけれども、まだ改定されていないわけですよ、6月だから。だから、内々の部分での試算と、そのタイミングの話。さっきから、今朝になってその話が来たなんて。我々にはこの間の全員協議会で2億円という話がありましたけれども、さらに精査した話だと思うのですが、それは単なるタイムラグの話で、今できないことをできるだけ議会に伝えようということでの話だと思うのですが、タイミング的にそれは遅いのかどうなのかというところも、これも確かめなくてはならないと思うのです。そういう点でちょっと深めていきましょう。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） ご答弁させていただきます。

変更案と申しますのは、金額のところ、委員皆様ご懸念されている22億何千万円という多額の部分、その部分を診療報酬改定等でしっかりとした数字を、議員の皆様にしかるべき時期に早くというところでお示ししていきたいなというふうに思っているところでございます。計画自体のお金の部分以外のところにつきましては、内容的にも目標に合致したものでありますので、問題ないかなと思っております。ですので、最後の第6以下の予算、収支、資金の計画のところ、そこに今回の14億9,200万円の経営改善推進事業債の金額も入っていますし、22億数千万円の金額もそこに入っていますので、その数字の部分だけをどれだけ改善していくのか、させられるのかというきちんとしたものを出したいなというふうに思っております。

委員からいただいたご意見として、今すぐ出してほしいという最もごもっともなご意見だと思います。中期計画の案をつくるに当たりまして、評価委員会からの意見をいただくという、この事務プロセスを考えると、私個人としても本来であれば今日中にでも変更したものをお見せしたいというのが本音なのですが、実はそういった事務的なプロセスがありまして、もう今年度、評価委員会を開く予定もちょっと今のところありませんし、令和8年度になってすぐに開いたとしても、診療報酬改定で幾ら改善できるのだという部分がはっきり分かってくるのがやはりもうどんなに早く頑張っても6月以降になってしまうというところで、先ほどご説明しましたように、9月の段階で改めてこの22億円を削った数字、数字の部分を変更としてお示しさせていただきたいというふうに考えておりますので。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） あともう1つの疑問点が、今回議会を通さないと、結局承認がないから経営改善推進事業債も借りられないということになるという話なのですが、当面の資金でやりくりできるのかできないのかという部分なのです、6月までの間。6月に通ると、通ったとすると、この事業債を借りることができるのかどうかといった、ほかの部分も借りることができるのか、その辺のところ。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 事業債の認可に関してなのですが、これは県のほうと相談、協議しないといけないと思うのですが、知事の認可の期限というのがありまして、またその後、認可をもらった後に総務省のほうに出していくというスケジュールを考えますと、正直厳しい可能性も示唆されるということで今のところは考えております。

今現状資金がどれくらいあって、足りるのかどうかというお話ですが、現状令和8年度は乗り切れるか乗り切れないかという、そういった瀬戸際かなというふうに思っております。15億円の手当てがないという部分です。なので、資金が枯渇しまして、職員の給料ですとか医薬材料費を払うことができないということで、診療停止もしくは病棟の削減等、そういった危険性も可能性として出てくるので、事務局としましては何とかまずはこの経営改善推進事業債、仁平委員も認めていただいているということで、何とか県のほうと交渉する前段階の話になってきますので。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） いろいろな意見が出てまいりました。かなりこの病院の問題は深い問題がありまして、今度理事長、病院長なんかも代わるということで、また新たな取組になると思うのです。こちら、事務の取次ぎ、そういった中で仁平委員から継続審査という意見が出ました。

そういった中で、本議案は閉会中の慎重な審査必要かと思われませんが、本議案を継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 異議がありますので、継続審査に賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手多数と認めます。

継続審査とすることに決しました。

では、議案第19号につきましては継続審査ということでお願い申し上げます。

ここで休憩を取りたいと思います。

休 憩 午前11時 6分

再 開 午前11時16分

○委員長（大嶋 茂君） ちょっと時間は早いのですが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第20号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審議をいたします。

なお、議案第20号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査終了後に討論、採決をいたしたいと存じます。

医療保険課、荒山医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。議案第20号、令和7年度一般会計補正予算のうち、医療保険課所管の補正予算について

ご説明いたします。

13ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。最上段、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費、中ほどの須藤茂顕彰健康づくり事業基金積立金に800万円の増額をお願いするものでございます。これは、企業版ふるさと納税の寄附者様より、市民の健康づくりに資する事業にご指定いただいたことから、須藤茂顕彰健康づくり事業基金積立金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、社会福祉課から説明をお願いします。

石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 社会福祉課、石嶋です。よろしくお願いいたします。着座にて説明いたします。

一般会計補正予算のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。中段、款18寄附金、項1寄附金、目3節1説明欄1、民生費寄附金のうち78万3,000円の増額につきましては、令和7年度中に社会福祉関連事業に対する指定寄附としまして2件の寄附があったものでございます。

次に、14ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、中段の目21、物価高騰対応重点支援地方創生事業費、説明欄、生活保護世帯エアコン購入費等助成事業補助金に400万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、市独自事業としまして、自宅に家庭用エアコンを設置していない生活保護受給世帯に対しまして、5万円を上限とし、エアコンの購入及び設置費用の一部を助成するものでございます。

なお、当該補助事業の完了が次年度になることが確実でありますことから、併せて繰越明許をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明を願います。

野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第20号のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

10ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄32、障害者医療費負担金105万3,000円、36、障害者自立支援給付費負担金78万7,000円、これらの増額は障害者総合支援法に基づく事業

の増に伴うものでございます。

その下の段、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄9、地域生活支援事業費等補助金2,561万7,000円の減額は、国庫補助金内示額の減額に伴うものでございます。

次に、最下段になります款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄22、障害者医療費負担金52万6,000円及び、その次のページになります最上段ですが、説明欄26の障害者自立支援給付費負担金39万3,000円、これらの増額は国庫負担金でご説明しました障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

次に、その下、項2県補助金、目3民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄9、地域生活支援事業費等補助金1,280万9,000円の減額は、国庫補助金でご説明しました国庫補助金内示額の減額による県補助金の減額に伴うものでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目79諸費、説明欄、償還金66万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和6年度に発覚しました障害者グループホーム大手企業による不正請求問題によりまして、令和4、5年度の障害福祉サービスについて不正請求分の返還金が発生したことにより、国、県の障害者自立支援給付費負担金が減額となるため、返還するものでございます。

次に、15ページを御覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、療養介護医療費及び食費等給付事業210万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの中の療養介護事業のうち、医療や食品に係る経費であり、利用者の増加に伴うものでございます。

1つ飛ばしまして、その下の説明欄、心身障害者等補装具給付費157万5,000円の増額は、障害者総合支援法に基づく補装具支給に係る経費であり、支給申請の増加に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 1つだけ。さっき一番最後の心身障害者等補装具給付費というので、これちょっと分からないので、これだけ確認というか、聞きたいのですけれども、これ給付内容とはどんなものかということと、あと対象者はどんな方に対象者として給付するのか、そこだけお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村 武君） お答えいたします。

こちらは、身体に障害のある方に対して補装具という、義足、義手とか車椅子、あと補聴器なんかも細かいところではございますけれども、それらに対して限度額はございますが、購入に対して補助をするものでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明をお願いします。

草間高齢福祉課長。

○高齡福祉課長（草間 太君） 高齡福祉課、草間です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第20号のうち、高齡福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

14ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目21物価高騰対応重点支援地方創生事業費、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生事業のうち、高齡者世帯エアコン購入費等助成事業補助金に650万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、高齡者の猛暑における熱中症の予防及び冬季の防寒対策を図るため家庭用エアコンの買換えを必要とする高齡者世帯のうち、市民環境部環境課所管の省エネ家電製品買換え促進助成金の交付決定を受けた世帯に一律3万円、またエアコンが設置されていない住宅に居住する高齡者世帯に対し、5万円を限度としてエアコンの新規購入及び設置に要した費用の一部を助成するものでございます。エアコンの買換えに関しましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、新規設置に関しましては市独自事業としております。

なお、当該補助事業の完了が次年度になることが確実でありますことから、繰越明許をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） すみません。1件だけ。これは高齡者の方の要するに周知、基本的に周知と、あとこれは電気屋も例えば高齡者の方を見ると、筑西市はこれを使えるよとか、そういったことまで、一部そういったことを言っていていただく電気屋もあるのですけれども、そういったことを周知いただけますかとかという、その辺はどうされるのかだけちょっと教えてもらっていいですか。

○委員長（大嶋 茂君） 草間高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（草間 太君） お答えいたします。

委員おっしゃるように、エアコン販売店への事業の周知は必要と考えていまして、その辺は補聴器の購入事業もそうなのですが、販売店に一応その事業の概要でこういった方が対象になるかですとか、その辺の働きかけはしたいと考えてはおります。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、介護保険課長から説明を願います。

首藤介護保険課長。

○介護保険課長（首藤雄一君） 介護保険課、首藤です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第20号のうち、介護保険課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。2段目、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、説明欄94、施設等介護利用者負担軽減措置事業費補助金32万

円の増額をお願いするものでございます。これは、低所得者の介護保険施設利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人に対する補助金で、県の負担金、総事業費の4分の1に相当する額が補助されるものでございます。

次に、中段、款19繰入金、項1目1特別会計繰入金、説明欄3、介護保険特別会計繰入金301万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、高齢者等買い物支援事業の財源といたしまして、介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。

次に、15ページを御覧願います。3、歳出でございます。最下段、款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、説明欄、高齢者等買い物支援事業の財源に介護保険特別会計繰入金301万2,000円を充当するものでございます。

次に、16ページ上段を御覧願います。説明欄、施設等介護利用者負担軽減措置事業42万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、介護サービス利用者負担軽減対象者の人数増に伴う増額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第21号「令和7年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について審査を願います。

医療保険課から説明願います。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第21号「令和7年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

予算書1ページを御覧願います。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億3,578万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出補正予算補正」による。

初めに、6ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款8項1繰越金、目2節1その他繰越金、説明欄1、前年度繰越金に99万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和6年度補助金の精算に伴う返還金が発生したことにより、繰越金にて対応するものでございます。

続きまして、7ページを御覧願います。3、歳出でございます。款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、説明欄、償還金99万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和6年度国民健康保険災害臨時特例補助金と、令和6年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の精算に伴う返還金でございます。

議案第21号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第21号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決をいたします。

議案第21号「令和7年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第22号「令和7年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について審査を願います。

介護保険課から説明を願います。

首藤介護保険課長。

○介護保険課長（首藤雄一君） 介護保険課、首藤です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第22号「令和7年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧願います。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,640万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億2,722万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、6ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目14節1、説明欄1、保険者機能強化推進交付金915万9,000円の増額及びその下、目16節1、説明欄1、介護保険保険者努力支援交付金1,724万5,000円の増額をお願いするものでございます。これらは、国からの交付金の交付決定によるものでございます。

次に、7ページを御覧願います。3、歳出でございます。款4地域支援事業費、項3目1介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、介護予防・生活支援サービス事業でございます。補正額の財源内訳の欄、現年度分普通徴収保険料に代わり、介護保険保険者努力支援交付金1,724万5,000円の財源充当をお願いするものでございます。

その下、目2介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄、介護予防ケアマネジメント事業でございます。補正額の財源内訳の欄に現年度分普通徴収保険料に代わり、保険者機能強化推進交付金245万9,000円の財源充当をお願いするものでございます。

次に、その下から8ページにかけまして、款4地域支援事業費、項4目1一般介護予防事業費、説明欄、

介護予防普及啓発事業でございます。こちらは、現年度分普通徴収保険料に代わり、保険者機能強化推進交付金368万8,000円の財源の充当をお願いするものでございます。

その下、款5項1目1基金積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業2,339万2,000円の増額は、介護給付費準備基金利子及び介護保険料の余剰金を基金へ積み立てるものでございます。

その下、款6諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、説明欄、一般会計繰出金301万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、一般会計で行う高齢者等買い物支援事業の財源に、保健所機能強化推進交付金301万2,000円を充当するため、介護保険特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。

議案第22号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第22号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決をいたします。

議案第22号「令和7年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第27号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」審査願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第27号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございます。国民健康保険につきましては、少子高齢化や社会保険の適用拡大による被保険者数の減少、医療給付費の高止まり等の影響により特別会計の財源不足が生じていることから、国民健康保険制度の安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の見直しを行うものでございます。

また、子ども・子育て支援法が令和6年6月12日に公布され、令和8年度から子育て世帯を支える新しい分ち合い、連帯の仕組みとして、医療保険の保険税と併せて拠出する子ども・子育て支援納付金制度が創設され、子ども・子育て支援納付金分を賦課徴収する必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

まず、税率についてご説明いたします。3ページ下段の別表第1、税率表を御覧ください。被保険者の税率の所得割を7.8%から7.5%に、均等割を3万2,000円から3万6,000円に、後期高齢者支援金等課税額分の所得割を2.1%から2.7%に、均等割を1万3,000円から1万5,300円に、介護納付金課税額分の所得割を

1.8%から2.1%に、均等割を1万2,500円から1万5,000円に改めるものでございます。

また、新たに子ども・子育て納付金課税額分の所得割を0.28%に、均等割を1,700円に。この均等割につきましては、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子供に係る支援金の均等割を10割軽減の措置を講じ、子供以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとされていることから、18歳以上被保険者に賦課される18歳以上被保険者の均等割を100円とするものでございます。

1ページにお戻り願います。第2条は、課税額に子ども・子育て支援金課税額を追加するものでございます。

2ページを御覧願います。第2条第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額について、所得割額及び被保険者均等割額の合計額に18歳以上被保険者均等割額を加算した額とするものでございます。

中段を御覧願います。第9条の2から第9条の4までは、子ども・子育て支援納付金課税の税率について規定しております。

下段の第23条は、未就学児の被保険者における軽減措置で、一般世帯においては改正後の均等割額から5割を減額し、軽減世帯に対しては軽減後の均等割額からさらに5割を軽減するものでございます。

第23条、未就学児の被保険者における軽減措置に子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額を追加するものでございます。

3ページを御覧願います。第23条第3項は、出産被保険者に係る産前産後期間の子ども・子育て支援納付金課税額を減額するものでございます。

4ページを御覧願います。上段の別表第2、減額表は、所得に応じた保険税の軽減措置で、第4条、第7条、第9条、第9条の3で定める改正後の均等割額から7割、5割、2割を減額するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、この規定は施行日以後の国民健康保険税について適用し、令和8年3月以前の期間に係るものについてはなお従前の例によることを定めております。

議案第27号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず、県の標準税率の設定なのですが、それで計算するとどうしても高くなってしまいうということで、市独自の考え方をやったということなのですが、ただ今後引上げが必要だと、また。今回上げたとしても、また今後必要になってくるという想定された中での今回の引上げということなのですが、まずお聞きしたいのは、県の標準税率の設定の仕方というのは、細かいところはいいのですが、考え方として、どういう考え方で税率を決めているのかということ。やっぱりそれに合わせて、市町村である程度それに倣っていくのだと思うので、基本の部分だと思うので、ちょっと分からないので、お願いします。

それから、国保税の滞納状況として、徴収率はたしか徐々に、僅かずつですけれども、上がっているという話なのですが、滞納分、特に繰越しで滞納する、つまりくとなかなか払えない部分です。これがどのくらい、何%ぐらいなのかというのをお願いします。

それから、子ども・子育て支援納付金というのは、3年計画で上げていくわけですね。令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円と、そうすると今回の税率改正、それとの関係で、3年分を見込

んでいるというふうに理解するのかどうか、それをお願いいたします。

それから、法定外繰入れですけれども、今回の改定で想定でどのくらいの額になるのか、お願いします。
以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） お答えいたします。

まず、1点目の標準税率の算定の仕方なのですが、まず初めに事業費納付金というものを県のほうから算出しまして、その県の納付金に対して所得率とか案分しながら、市町村の適当である税率を設定していくわけですので、簡単に言いますと、納付金に対する税率で設定していくように県のほうはなっております。

それから、滞納繰越分につきましては、令和7年度の現年度分で1億6,840万4,873円、滞納分で2億5,378万1,409円、合計で4億2,218万6,282円を令和7年度のほうに繰り越しております。

3点目の子供分の3年分見込んだということなのかということですが、今回は初年度のみ判定して税率のほうを設定しました。

最後に、法定外繰入金のほうなのですが、実際に今回税率を改正しまして試算しましたところ、県の納付金のほうが若干1億円程度下がりがまして、その結果、このまま被保険者数が減少が大きくなければ、法定外繰入れのほうはなくなるというふうに推測しております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） やっぱり県の標準税税率が基本となって、こっちも算定していかななくてはならないと、納付金示されるということですね。分かりました。

県の納付金の場合は、法定外繰入れはしないというのが前提ですね。その前提での標準税率というふうに考えていいかどうか、ちょっとお願いします。

それから、滞納のほうですけれども、やっぱり現年よりも繰越しのほうが非常に多いということで、低所得者層が非常に多いという国保の特性があるので、その辺が家計の大変さというのがここに出ているのではないかなというふうに思うのですが、これからますますこれが大変なってくのではないかなというふうに思います。今回子ども・子育て支援納付金のほうが追加されるわけなので、さらに重石がかかるかなというふうに思います。

それから、子ども・子育て支援納付金、令和8年度分のみの計算ということなのですが、そうすると今後暫定的に上がっていくわけですから、その分はどういうふうな徴収になるのか。改定、改定と連続していくのかどうか、それをお願いしたいと思います。

それから、法定外繰入れがなくなったということで、国のほうではできるだけなくせというふうに言っているわけで、ただ被保険者にとっては自分たちの負担の問題ですから、軽減策がないということになってしまうわけですけれども、法定外繰入れの部分が令和7年度は全員協議会の資料の表10に出ていますけれども、大体2.7億円、2.66億円出しておりました。その前は3億円出しておりました。今回ゼロということになるわけですけれども、この辺の国保制度そのものが国の国庫負担を減らしてきたので、負担が大きくなって滞納が多いという関係があるので、やっぱり市町村ではその辺、市民生活に直結する話ですので、ここのところはもっと努力すべきなところではなかったかなというふうに思うのですが、いかがでし

ようか。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） 答弁いたします。

初めに、標準税率の試算について法定外繰入れを入れているのかというところですが、これは法定外を繰り入れて試算しております。なので、県の令和8年度の標準税率につきましても仮で試算されているのですけれども、そのときにはちょっと法定外繰入れを入れた状態で試算されているので、その辺のところが今現在の現行税率と県の標準税率の差が今後出てくる可能性はあります。

子ども・子育て支援納付金分の改定につきましては、いつもこれは子ども・子育て支援納付金分についても納付金が毎年示された上で税率で判定していくので、その納付金をどの程度納めるかによって検討していくと考えておりますが、2年後、3年後は上がってしまいますので、確実に上げないと足りないということは想定しております。

あとは、滞納の対策という点で申し上げますと、昨年度から短期保険証のほうを廃止しておりますので、どうしても滞納している方が相談する機会がなくなって、少し滞納額が増えてしまってきているのがちょっと状況でございますので、その辺は今後、特別療養費というのもあるのですけれども、こちらの制度を活用しながら、滞納額の減少には努めていきたいと考えております。以上です。

最後の法定外繰入れのほうなのですけれども、国のほうでも軽減額のほう、所得が少ない人の軽減額、今回もそうなのですけれども、均等割の軽減の所得判定基準をちょっと上乘せしておりますので、そういった関係で法定外繰入れのほうはどうしても多くなるのは多くなってしまいます。これは国の分なので、法定内繰入れという感じなのですけれども。よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 子ども・子育て支援納付金のほうが上がっていくというので、先ほどの答弁だとやっぱり納付金もだんだん上がっていくという、傾向としてはそうだということになると、今回の筑西市の税率改定で3年後まで賄えるということなのかどうなのか。途中で、来年も改定の税率改定があるのかと。来年、再来年ですね、というところの税率の進め方がどうなるのかなと。何か不安定なような気がする。今までは、税率改定3年に1回ですね。ですから、それとの整合性も考えなくてはならないでしょうから、どうなのかなということを思いましたので、ちょっとお答えをお願いいたします。

それから、法定外の繰入れの部分ですけれども、これは今回も、例えば去年は2.6億円入れていたけれども、今年は2億円ぐらいにしようとか、そういった検討はなかったですか。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） 子ども・子育て支援納付金分が上がるにつれて、税率改定の頻度も上がるかということだと思うのですが、現在のところ実際に医療分の納付金のほうが、先ほど言ったようにちょっと県のほうで下がって、令和8年度の納付金下がっていたことから、少し余剰分がございますので、そういった分を加味しながら子ども・子育て支援納付金分に間に合っていれば、税率改正のほうは行わないでいようというふうに検討はしております。ただ、3年に1回という考え方は変わらないで、国民健康保険の運営協議会で検討していきたいと考えております。

それから、2.6億円から幾ら繰り入れようということの検討だったと思うのですが、こちらにつきましてはやはり県のほうからは法定外繰入れはゼロベースで検討していくようにというふうに県の課長会議でもそういうふうに指示を受けておりますので、法定外繰入れはしない方向で今回は検討はさせていただいております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） これで質疑を終結いたします。

議案第27号について討論を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今回の税率改定で、やっぱり被保険者としては負担増になる傾向ですので、ちょっと承諾しかねるところなのですが、防ぐためにはやっぱり、法定外繰入れの部分がやり方としては大きいだろうと思うので、その辺の検討をもっとしてほしかったなというふうに思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） これより議案第27号の採決をいたします。

議案第27号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成者の挙手をお願いします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。

休 憩 午後 0 時 1 分

再 開 午後 1 時

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第28号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」審査を願います。

医療保険課から説明願います。

荒山医療保険課長。

○医療保険課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第28号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございます。医療福祉費支給制度、いわゆるマル福制度は県の制度でございますが、このたび県条例が改正されたことから、併せて市条例を改正するものでございます。

具体的には、税制改正への対応と、準用しておりました遺族基礎年金の政令の条項が廃止扱いになりましたことに伴う対応等でございます。まず、税制改正の対応でございますが、ひとり親家庭及び重度心身障害者の所得判定におきまして、特定親族特別控除が新設されたことに伴い、この控除に相当する額を所

得判定における新たな控除項目として追加するものでございます。

次に、政令条項廃止扱い等への対応でございます。ひとり親マル福において準用していた遺族基礎年金に関する政令の条項につきまして、その根拠となる省令が削除されたことに伴い、政令の条項ではなく、具体的な条文の内容を記載するよう変更し、その記載を条例から規則に変更するものでございます。あわせて、制度全体につきましても同様の記載方法とするものでございます。

次に、改正箇所についてでございます。1 ページを御覧ください。第3条、第4条各項は、対象とする医療保険について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、または社会保険各法としていたものを、まとめて医療保険各法とするものでございます。

1 ページ下段から2 ページの第5条は、医療福祉費の支給制限についての規定でございます。第1項第1号は妊産婦、第3号はひとり親、第4号は重度心身障害者等についての規定でございます。それぞれ妊産婦につきましては改正前の児童手当法施行令の、ひとり親につきましては改正前の国民年金法経過措置政令の、重度心身障害者等につきましては改正前の特別児童扶養手当施行令の規定により支給制限を算出する規定でございますが、これを市規則等と改め、別に定める規則で具体的な内容を規定するものでございます。

第2項は、第1項に規定する所得額の所得の額の算出方法についての規定でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、改正後の規定は令和8年4月1日以後の診療に係る医療福祉費の支給について適用し、令和8年3月31日までの診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による経過措置を定めております。

議案第28号の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第28号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決をいたします。

議案第28号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第29号「筑西市総合福祉センター条例の一部改正について」審査を願います。

社会福祉課から説明を願います。

石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 社会福祉課、石嶋です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第29号「筑西市総合福祉センター条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、指定管理施設における行政財産の貸付け及び私権の設定に関する権

限区分の変更並びに筑西市総合福祉センターの老朽化により浴室運営が困難となったことから、今回条例改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第18条第2項中「市長」を「指定管理者」に、別表第1項第2号の表中「談話室及び浴室」を「談話室」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） たしか月300人の利用者とお伺いしましたけれども、稼働日数は一月何日ぐらいですか。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えいたします。

まず、令和7年8月の稼働日数は26日間で、先ほど委員がおっしゃるように、利用人数は310人で行いました。9月は壊れた日もありますので、稼働日数は実数で22日、利用人数は225人で行います。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 1日当たりの人数はどのぐらいですか。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 1日平均しますと8月は12人、9月は11人となっております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ボイラーの耐用年数をお願いします。

それから、維持費として燃料とか水とかそのほかとあると思うのですが、それが幾らぐらいかということですが。

それから、今回の件で利用者の声はどのような声があったのかというところをお願いします。

それから、今回廃止という案ですので、廃止という結論に至った、その検討結果ですね。検討する場合には、1つは廃止の方向で検討すると、もう1つは存続の方向で検討すると、その両面から検討したと思うのですが、それぞれどういうふう考えたのか、お願いしたいと思います。

それから、談話室ありますね。ちょっとお風呂と比較したいと思うので、談話室の利用者数、これをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

ボイラーの耐用年数ですが、我々のほうとしては15年ということを知り及んでおります。

維持費なのですが、維持費につきましては年間コストは約316万円ほどかかることになっております。内訳としましては、燃料費、重油になりますが、こちらが約185万円、水道料が約98万円、そのほか保守点検料が33万円前後となっております。以上でございます。

次に、利用者の声として最もありますのが、最近落ち着いてきましたが、再開はいつなのかという要望

が月でいうと四、五件あり、最近では1週間に1件程度あるような状態でございます。

次に、廃止の検討、存続についてのご質疑だったと思います。こちらにつきましては、まず金額が2,200万円ほど交換にはかかると。部品交換ではもう耐用年数的に無理だということを得ていますので、そっくり入替えという話になります。そうすると撤去費込みで2,200万円、ただしそれは9月の時点でということで、その後になればなるほど物価高騰により金額は上がっていくという業者の回答を得ているところでございます。

それにつきまして、まず総合福祉センターそのものが、昭和60年3月に竣工されている建物で、築40年以上もう既に経過している建物という形で、老朽化と、さらにそこに建っている位置なのですけれども、洪水浸水想定区域となっておりまして、今後施設の統廃合や移転を検討していかなければならないという施設でございます。そういったことも判断させていただいて、さらに利用料、市内の方ですと210円、市外だと1.5倍で310円を徴していることになるのですけれども、減免規定が設けられていて、60歳以上または障害者は無料ということになっております。8月の利用料の徴収実績が1か月で1,760円、9月で1,350円です。そういったことを考えたときに、入れ替えてまでやるべきなのかというところの意見がありまして、社会福祉協議会とも協議を重ねた結果、既にお風呂がない方々のための設備ではなく、老人福祉センターの機能を有していて、ご高齢者の方々の憩いの場としての一部というところの機能を考えたときに、わざわざお風呂を改修してまで再開する必要性はあるのかという議論になり、廃止という決断になりました。

次に、談話室の話です。そちらは、談話室、囲碁とか将棋をやっている部屋になるのですけれども、こちらにつきましては8月は145人の方が利用しております。9月については228人、最近の1月ですと212人の方が利用しております。囲碁、将棋、カラオケは利用できる形でありまして、老人福祉センターとしてのご高齢者の方の憩いの場の提供はできていると感じております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 検討の経過は聞きました。

それで、今までの私は立場としては、存続をさせる道を検討すべきではないかというふうに思っているわけなのですが、そのためにはどんなことをしなくてはならないかというのと、例えばお風呂という設備はほかの幾ら福祉施設でもなかなかないのです、誰でも入れるお風呂というのは。やはりそこに価値があるのだらうというふうに思うのですけれども、そうすると検討のときにあそこでいろいろ健康づくりだとか、介護予防だとかということもやっているわけなのです。お風呂もそこに組み入れるという形は今まではなかったのかなと。多分なかったのだらうと思うのですが。そうすると、やっぱりお風呂というのの特性を生かすということを考えると、そういう方向性も検討する必要があるのではないかということとか、あとさっき洪水浸水想定区域なので、洪水のときはもちろん危険な場所なのです。だけれども、ほかの災害の場合のときにはここは指定緊急避難所にもなっているのですね、現在。ということで、避難所にお風呂はないのです、普通。ですから、そういう意味では非常に貴重な存在なのです。そういう検討のほうをぜひ今後検討する必要があるのではないかと。一旦は執行部としては廃止の結論を出していますから、今すぐここで変えろというわけにはいかないと思うのですけれども、そういう余地も検討の中にあるのではないかなということ。

それから、利用者は固定しているというのが大体そういう傾向があるのです。ところが、例えばデイサ

ービスを考えると、そのデイサービスの月に何人という、200人、300人というところのデイサービスの効果、役割ということを考えると、それプラスこれからの高齢化の傾向の中で、やはりそういう場所、単なる憩いだけではなくて、お風呂も使うというような利用価値ということの検討、こんな角度も私は必要ではなかったかなというふうに思うのです。その辺は、どんな声がもしあったらぜひ聞かせてもらいたいです。コスト論だけではちょっと片方しか見ない。コスト論でいくと、図書館はどうなのだとか、美術館はどうなのだったというような話と比較すると似たり寄ったり。さっきの談話室もやっぱり人数的には似たり寄ったりですので、その辺の角度で考える必要があると思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えします。

まず、主な問合せの内容としましては、やはり一番多いのがお風呂の再開はいつなのか、まだ直らないのかという声が今多い状態でございます。進捗状況を聞くのも多いことになっておりますが、実際にイベントとして使っている、使わせてほしいとかといった声は一切ございません。

次に、委員がおっしゃるように、社会福祉協議会のほうの事業としてそういったもの、例えばあそこで太極拳教室とか、健康リハビリ教室とかをやっているのですけれども、その方々がではお風呂を使うようにということでやれるかという、今のところ日替わりで男女を入れ替えている状態でございます。震災前は、男女共にお風呂はあったのですけれども、震災を境に片方壊れてしまいまして、今1つのお風呂を日替わりローテーションで男性、女性で分けて使っているという状態になっております。ですので、イベントの曜日によって使う性別が変わってしまう可能性がございますので、そういった事情からもなかなか組み入れるのは難しい事情があるのかなというのは、これはあくまでも推測でしかないのですが、推測されます。

次に、高齢化の話になっております。高齢化は確かに今深刻な問題となっております、高齢者の生きがいを提供するというのは重要なサービスだと思います。実際に高齢者のひきこもりを防止するために、やはり社会福祉協議会や高齢福祉課のほうで様々なイベントを企画しておりまして、何とか生きがいを見つけるような教室を展開しているところなのですけれども、先ほど言いましたように、お風呂場だけが生きがいの場というわけではないと思いますので、談話室のほうで囲碁、将棋、もしくはカラオケ、または総合福祉センターのほうには電気椅子と言っていいのかな、ちょっと分かりかねるのですけれども、電気のマッサージ的な椅子もございまして、そちらのほうでくつろいでいる方々もいらっしゃいますし、そこでは井戸端会議ではないのですけれども、皆さん顔見知りになっているようで、和気あいあいと話している姿も見れますので、一応は老人福祉センターとしての機能としてはまずはそこで達成しているのかなと。たまたまその中からお風呂がなくなったという解釈なのかなというところもありますので、費用対効果、確かにそれだけで風呂を廃止にしてしまうというのはどうかという意見も十分承知はしているのですけれども、総合福祉センターのそばにはまず道の駅グランテラス筑西がございまして、道の駅グランテラス筑西では500円でシャワーは浴びられる。なおかつ筑西遊湯館、川島のほうの筑西遊湯館につきましては高齢者の方については100円引きのたしか500円だったと思います。500円でお風呂は入ることができる。当然あけの元気館のほうでもお風呂は入ることができる。社会福祉協議会のほうに確認したところ、あちらのほうに自転車、もしくは徒歩で来ている方はいらっしゃるのかという確認をしたのですけれども、おおむね皆さん車に乗ってきているということなので、わざわざ総合福祉センターのほうにお風呂に入りに来てい

るだけが目的というわけではないのかなというところを検討の項目に入っておりまして、それで廃止という結論になっております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そういう傾向があるということはよく分かっているのですが、この施設のお風呂がなくなっただけではなくて、お風呂があるということの価値が様々な意味であるというところを、私はもうちょっと使う人たちの立場、これからの高齢化の中でのそういう位置づけというものをもう1度考えてもらいたいなというところなのです。

小さいお風呂なのです。だから、ボイラー故障すると廃止されるというのが一般的な傾向なのです。協和もそうでした。ところが、なくなってみると、実際みんなあるとよかったねの声がどんどん出てくるのです。だから、使う人が減ったから、ボイラーが故障したから廃止しますと、費用対効果も理由なのですけれども。そうではなくて、逆に使うようにすればいいではないかということになるわけですよ、施策ということも考え合わせなくてはならないし、小さいお風呂のメリットというのは協和の杜に小さい公園があって、そこに集まってくる人たちがいるのです。それは、ヒロサワ県西総合公園があるのだけれども、そこだと親として安心して遊ばせられないと。かえって狭くて、小さいところのほうが適当な人数でもあるので、こっちのほうに連れてきているのだと言っているのですけれども、お風呂の場合もあけの元気館とか筑西遊湯館があって、そっちがあるのだから、そっちのほうが充実しているから行ったらいいではないかという理屈なのだけれども、そうではなくて、やっぱり使う立場から見ると、身近だ、近くだ、車で遠くまでなかなか事故のこともあって敬遠するということもあるので、やはり身近なところのお風呂という、その意味は大きいのではないかなというふうに思うのです。意見ばかり言って申し訳ないのですが、そういう意味での検討をさらにお願ひしたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第29号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決をいたします。

議案第29号「筑西市総合福祉センター条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手多数。

よって、本案は可決しました。

次に、議案第30号「筑西市老人福祉センター条例の一部改正について」を審査願います。

社会福祉課から説明願います。

石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 引き続き社会福祉課、石嶋です。よろしくお願いいたします。着座にて

失礼いたします。

議案第30号「筑西市老人福祉センター条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、令和7年第1回定例議会議案第30号で採決いただきました筑西市明野いきがいセンター条例の制定に合わせて文言を修正するため、筑西市老人福祉センター条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、別表中第2項を削り、第3項を第2項とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第30号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決をいたします。

議案第30号「筑西市老人福祉センター条例の一部改正について」、賛成者の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第42号「筑西市介護保険条例の一部改正について」審査願います。

介護保険課から説明願います。

首藤介護保険課長。

○介護保険課長（首藤雄一君） 介護保険課、首藤です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第42号「筑西市介護保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございます。令和7年度の住民税非課税の者について、令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けまして、介護保険料算定において前年度非課税者を令和8年度も引き続き住民税非課税となるよう、令和8年度の介護保険料算定に関わる特例措置を定める介護保険法施行令の一部改正に基づき、令和8年度に限る措置として条例改正を行うものでございます。

1ページを御覧願います。改正の内容といたしましては、附則に見出し及び3項を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決をいたします。

議案第42号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（大嶋 茂君） それでは、こども部所管の審査に入ります。よろしくお願いします。

次に、議案第20号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

まず、こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 松本です。どうぞよろしくお願いします。長時間お疲れさまです。着座にて説明させていただきます。

議案第20号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページを御覧願います。第3表、繰越明許費補正（追加）でございます。中段、款3民生費、項2児童福祉費、事業名、保育環境改善等事業、金額52万5,000円につきまして、年度内の事業完了が困難なため、繰越しをお願いするものでございます。事業内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

続きまして、事業名、物価高対応子育て応援手当事業、金額206万1,000円でございます。こちらは、令和8年第1回臨時会、先ほどの臨時会において可決いただきました物価高騰の影響を受けている子育て家庭に対し、子供1人当たり2万円を支給する事業でございます。当該事業、こちらは令和8年3月31日までにお生まれになったお子さんが対象となります。したがって、申請期間、こちらが4月15日までとなっております。よって、4月1日以降に申請に来られた方の支出が令和8年度の予算となるために、その見込額について繰越しをお願いしたいということでございます。

続きまして、事業名、子育て世帯生活応援特別給付金給付事業、金額547万6,000円でございます。こちらもしきの令和8年第1回臨時会において可決いただきました低所得の子育て世帯等に対して、児童1人当たり5万円を給付する茨城県の事業でございます。こちら申請期間が令和8年4月30日までとなっているため、令和8年度の予算による見込額について同様に繰越しをお願いするものでございます。

続いて、事業名、保育対策総合支援事業、金額266万2,000円につきまして、こちらは年度内の事業完了が困難なため、繰越しをお願いするものでございます。事業内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

続きまして、10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。中段にあります款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金、説明欄7、

保育対策総合支援事業費補助金に212万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

続きまして、16ページを御覧願います。3、歳入でございます。中段でございます款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄下から3番目、保育士確保促進事業につきまして、こちら企業版ふるさと納税寄附金のうち15万円につきまして、当該事業に財源を振り替えるものでございます。

続いて、その下、保育環境改善等事業に52万5,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、国の補正予算が成立したことに伴い、児童福祉施設における子供のプライバシー保護のためのパーティション等の設置や、性被害防止対策に要する防犯カメラなどの設置費用の一部を補助するため、増額補正をお願いするものでございます。なお、財源の全額を繰越しをお願いしているものでございます。

次に、その下、説明欄、保育対策総合支援事業に266万2,000円の増額をお願いするものでございます。こちらも国の補正予算成立に伴い、保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や保育の補助業務に係るICTなどを活用したシステムの導入費用及び、翻訳機などの外国人の保護者との会話に必要な機器の購入に係る費用の一部を補助するため、増額補正をお願いするものでございます。こちらも全額の繰越しをお願いするものとなっております。先ほどの歳入に対しましては、この2つの事業が特定財源として当たっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、母子保健課から説明を願います。

長塚母子保健課長。

○母子保健課長（長塚美恵子君） 母子保健課、長塚です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第20号のうち、母子保健課所管の補正予算についてご説明いたします。

11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。2段目、款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄47、不妊治療費補助金について40万円の増額をお願いするものでございます。これは、今年度新たに開始した本市の不妊治療費助成金交付事業が、同じく令和7年度より開始となった県の不妊治療費助成事業の対象となったことによるものです。

次に、その下、款18寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金、節1民生費寄附金、説明欄1、民生費寄附金の補正額82万3,000円のうち4万円は、市内学校法人様からのご寄附をいただいたものでございます。

続きまして、17ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、説明欄、妊娠・出産支援事業について、400万円の減額をお願いするものでございます。これは、保険診療で実施された生殖補助医療と併せて行われた先進医療に係る費用の一部を助成する不妊治療費助成金におきまして、助成金の支給対象が令和7年4月1日以降に開始された治療となっていることや、先進医療を実施している医療機関が限られていることなどにより、当初見込んでおりました交付件数を大きく下回っていることから、実際の見込数に合わせた減額補正をお願い

するものです。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 先ほど市内学校法人からの寄附金というのがありましたけれども、名称はどこですか。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚母子保健課長。

○母子保健課長（長塚美恵子君） 委員のご質疑に答弁いたします。

認定こども園西方いずみ幼稚園からご寄附をいただいたものです。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第43号「筑西市交通遺児学資金支給条例の一部改正について」審査を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 引き続きよろしくお願いいたします。

議案第43号「筑西市交通遺児学資金支給条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、これまで交通事故により父や母を失った児童生徒のみとしておりました当該条例の支給対象につきまして、病気等により父や母を失った児童生徒や、父や母が重度の障害により常時介護が必要となっている世帯の児童生徒なども対象とし、これら児童生徒の就学上の不安の解消及び心身の健全な育成を図るためのものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。初めに、条例の題名につきまして、「筑西市交通遺児学資金支給条例」を「筑西市遺児等学資金支給条例」と改めるものでございます。

次に、前文中全ての「交通遺児」の文言を「遺児等」に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、交通遺児及び交通事故に関する用語の意義を削り、新たに遺児等の定義について、父、母またはその双方を事故、病気、その他の理由により失った児童等及び父、母またはその双方が身体上または精神上的障害を有し、かつ市規則で定める状態にある児童等、さらに前2号に掲げる者のほか、これらの者に準じると市長が認める者とするものでございます。

次に、第3条につきましては、学資金の支給を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に登録され、かつ本市の区域内において遺児等と同居する者と、要件の文言を詳しく改めるものでございます。

さらに第2項といたしまして、前項の規定にかかわらず、児童を養育する父または母が現に配偶者を有する場合や、里親などの場合には学資金を受けることができないことを加えるものでございます。

次に、第8条につきましては、受給権の消滅について、用語の文言を詳しく改めるとともに、文言を整理したものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、現在交通遺児学資金の支給の決定を受けている者は、この条例による改正後の筑西市遺児等学資金支給条例第4条第2項の規定により、遺児等学資金の支給の決定を受けたものとみなすこととしているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） まず1つは、この事故の部分を外して病気も含むとなったのですが、これは交通遺児から遺児等に改めることでどのぐらいの人数、もともと何人ぐらいいて、それがどのぐらいの人数に変化したのか、教えていただければと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えいたします。

交通遺児学資金支給事業のこれまでの実績といたしまして、ここ3年としますと令和4年度は2世帯の4名、令和5年度も2世帯4名、令和6年度は3世帯5名の実績でございました。そして、今回この対象を拡大することによって、まず父や母を何らかの理由により亡くし、現在遺族年金等を受給している児童が15名、また重度の障害等の父や母を持つ児童数については、こちらは実際には把握する手段がございません。同様の対象要件で遺児等を支援している自治体が那珂市が同じようにやっております、その那珂市の支給率から筑西市の人口で換算しますと、約60名がそういった対象になるのではないかと見込んで、これまでの5名と15名、60名を加えて、約80名ぐらいが対象となるのではないかと見込んでおります。これは、実績が出るにつれて、しっかりとした数値を確定していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） これ、学資金の支給ということで、この学資金の支給の内容と、これ何歳ぐらいまでこれを受けることが可能なのか、そこだけ最後聞きたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 学資金の内容なのですが、こちらは4,000円という金額を支給金としております。月4,000円でございます。この4,000円の根拠なのですけれども、合併時までには遡りまして、下館市が条例化していて支給していた金額が4,000円、関城町が2,500円でございました。合併した際に1つの条例として4,000円に定めたものでございます。金額につきましては、今後精査をしてみたいと思っております。そして、こちらの対象となるのは小学生と中学生になります。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 確認なのですけれども、この場合は父や母、つまり母子家庭とか父子家庭ではなくて、あくまでも死別した場合ですよね、これ。それで、第3条2項の（1）で、事実婚の認定はどのように、これ難しいのではない、事実婚と書いてありますけれども。どのようにするのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えします。

対象となる児童は、父や母どちらかを亡くしてしまった児童と、父や母がいるのですけれども、重度の障害でちょっと就労とかが厳しいという父や母を持つ児童なのですが、この事実婚に関しましてはまず申請していただいた時点で、本人からそういった事実婚等もないという証明をいただく、児童扶養手当と同じような支給に対する証明をいただくということになっております。あくまでも申請者から申請をいただいて、性善説をもって頑張ってやっていきたいと思っております。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第43号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決をいたします。

議案第43号「筑西市交通遺児学資金条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第44号「筑西市立認定こども園条例の一部改正について」審査を願います。

こども課認定こども園せきじょうから説明を願います。

小里こども課認定こども園せきじょう園長、説明をお願いします。

○こども課認定こども園せきじょう園長（小里茂之君） 認定こども園せきじょうの小里です。よろしく
お願いいたします。

議案第44号「筑西市立認定こども園条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、令和6年度から試行的事業として実施しております乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度につきまして、令和8年4月1日より子ども・子育て支援法に基づく国の新たな給付事業として実施されることとなったため、筑西市立認定こども園条例を一部改正し、市内唯一の公立施設である認定こども園せきじょうで実施するものでございます。

改正内容といたしましては、第4条第3号の次に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業に関することを追加し、第4条に1号を追加したことにより、第7条第1項ただし書中「昭和22年法律第164号」を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第44号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決をいたします。

議案第44号「筑西市立認定こども園条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上でこども部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（大嶋 茂君） これより教育委員会の審査に入ります。よろしくお願いします。

それでは、議案第15号「財産の取得について」審査を願います。

稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） 学務課、稲川です。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

議案第15号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

令和9年度に本市の小学校または義務教育学校に入学する児童に対しまして入学祝品を贈呈するため、下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、購入物品、ランドセル。

2、契約の方法、条件付き一般競争入札。

3、取得予定単価3万1,790円、これは税込みの単価でございます。限度額は2,310万円でございます。

4、相手方、筑西市大塚595番地8、広沢商事株式会社、取締役、飯野芳宜でございます。

なお、本件につきましては、令和8年1月30日に入札を実施し、2月2日に仮契約を締結したところでございます。

ページを返していただきまして、参考資料を御覧願います。小学校または義務教育学校新入学児童ランドセル購入の概要でございます。

2、本件の目的は、令和9年度の新入学児童へ入学祝品を支給するためでございます。

3、納入場所は、市内15小学校、義務教育学校及び教育委員会学務課でございます。

契約単価及び相手方は、先ほどご説明したとおりでございます。

6、納入期限は、令和9年1月13日、水曜日でございます。

7、ランドセルの仕様は牛革製、A4ワイドサイズ、色は黒、赤、キャメルの3色でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 毎年聞いて申し訳ありません。この契約の方法の条件付きという条件とは何か。

それから、入札参加者名をお知らせください。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

条件は2つございます。筑西市内に本店、支店または営業所が登録していること。過去10年間に国、県、市町村と物品調達に係る売買契約をし、物品を納入した実績があることでございます。

今回の入札に関する応札業者は2者でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） その2者名をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） 広沢商事株式会社と株式会社マスゼンでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 入札の価格でどのぐらいの差がありました。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

1者が2万8,900円、2者目が2万9,500円でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ちょっと細かいことなのですが、これよく保護者の方に言われることなのですが、非常に経済的な負担の軽減ということといいと思うのですが、カラーバリエーションですね、この3種類、赤、黒、それからキャメルが入って増えたのでしょうか、これはもうちょっと自由に選択できる方法というのは考えているのか、考えていないのか。どうなのでしょう、こういった部分は。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

令和4年度から3色と、令和5年度入学者から3色、黒、赤、キャメルといたしました。こちらに関しては、やはりそのようなお声もいただいておりますので、今後検討なのですが、実際に今納入実績のある業者のほうに確認いたしますと、色が増える場合にはどうしても単価が増えてしまうかなというようなことは確認はしておりますが、今後検討させていただきたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ランドセルは、今義務ではないですね、たしか。何でもかんでもランドセルではなくてもいいと思うのですが、どうですか。義務ですか、これ義務ではないのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） 義務ではございません。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） そういった場合、多分ランドセル要らないよとか、ランドセルをうちは買わないで違うもの欲しいという方、要はランドセル以外のもので何かその人たちに手当を出すとか、違う部分で支給するというものはあるのですか、今。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

現在のところはございません。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ質疑を終結いたします。

議案第15号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決をいたします。

議案第15号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号「板谷波山記念館における指定管理者の指定について」審査を願います。

しもだて美術館から説明をお願いします。

渡辺しもだて美術館副館長。

○しもだて美術館副館長（渡辺正法君） しもだて美術館の渡辺です。よろしくお願いいたします。着座にて説明のほうをさせていただきます。

議案第18号「板谷波山記念館における指定管理者の指定について」ご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、公の施設、名称、板谷波山記念館。所在地、筑西市甲866番地1。

2、指定管理者、名称、公益財団法人波山先生記念会。代表者、理事長、浅賀駿一。所在地、筑西市甲866番地1。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで5年間。

令和8年2月25日提出でございます。

板谷波山記念館につきましては、平成18年度から指定管理者制度により施設の管理運営を行っております。現在の指定管理期間が令和8年3月31日で満了となることから、引き続き施設の管理運営について公益財団法人波山先生記念会を管理者として指定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定管理者の指定に当たりましては、本来公募とすることが筑西市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第2条に規定されておりますが、板谷波山記念館の施設内に指定管理者である公益財団法人波山先生記念会が所有する生家、作業棟があること、展示する作品が波山先生記念会の所有であること、またこれまでの実績を考慮いたしまして、公募の例外規定である同条例第5条の公募によらない候補者の選定により、波山先生記念会を候補者として選定したものでございます。

次のページを御覧願います。参考資料として、板谷波山記念館の指定管理業務に係る仮協定書の写しでございます。第1条の施設の名称及び第2条の指定期間につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

第3条は、指定管理委託料の上限額として、5年間で9,834万円としております。

第4条は、議会の議決を経て指定管理者を指定した後に、基本協定を締結することを定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 1件教えてほしいのですが、これモニタリング実施されていると思うのです。執行部サイドはどの階層の方が一番トップで、板谷波山記念館の方に対してモニタリングされているのか、ちょっと教えていただいてよろしいですか。

○委員長（大嶋 茂君） 渡辺しもだて美術館副館長。

○しもだて美術館副館長（渡辺正法君） 答弁いたします。

しもだて美術館の補佐が1名と係長1名、この2名でモニタリングを実施しております。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 補佐、係長がチェックリストでモニタリング結果を、例えば渡辺副館長のところにこういう結果でしたよという報告をされると。そういう仕組みになって、それ見ていただいて、モニタリング自身は基本的にオーケーですねという、そういう仕組みがちゃんとできている。渡辺しもだて美術館副館長以上の方にもチェック結果は、モニタリング結果はいつてというような部分の仕組みについて、ちょっと教えていただいてよろしいですか。

○委員長（大嶋 茂君） 渡辺しもだて美術館副館長。

○しもだて美術館副館長（渡辺正法君） モニタリングにつきましては、先ほどの補佐と係長が現場に行きまして実施をいたします。その結果については、チェックシートに基づきましてチェックした状況、こちらを内部決裁を行いますので、内部決裁については部長まで決裁を取っております。それが毎月、しもだて美術館の場合には毎月行っており、毎月部長まで結果を報告しているような状況でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 最後です。そのチェックリスト自身は同じチェックリストで毎月やっていて、基本的にモニタリングされるお二人は毎月一緒の方ですか、それとも基本的にローテーションで変えられているのか、教えていただいてよろしいですか。

○委員長（大嶋 茂君） 渡辺しもだて美術館副館長。

○しもだて美術館副館長（渡辺正法君） お答えいたします。

基本的には人事異動とかなければ同じ人間で、同じ担当者でやっております。どうしてもそのときに都合が合わないとかというときには、代わりの者が行くことはありますが、基本的にはその2名を指定しております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 年度の計画を立てるときに、指定管理料というのがその中身として決まると思うのですけれども、企画どんなことをやるのかと。議案質疑の中で年2回というところを3回やろうとしたのか、やったのかといったような問題がありましたけれども、その辺のすり合わせと指定管理料の関係はどうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 渡辺しもだて美術館副館長。

○しもだて美術館副館長（渡辺正法君） お答えいたします。

企画展につきましては、基本的には波山記念館のほうで計画して行っております。行う内容については、うちのほうとも相談のほうはさせていただいております。基本向こうという形。もともと前回の契約につ

きましては、当初が1回、途中から2回という形だったので、去年については3回ということで、その3回目が確かに自助努力でやっていただいた1回という形になっております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ議案第18号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決をいたします。

議案第18号「板谷波山記念館における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第20号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

まず、学務課から説明を願います。

稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） よろしく申し上げます。

議案第20号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、学務課所管の補正予算についてご説明いたします。

22ページを御覧願います。3、歳出でございます。上から1段目、款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、説明欄、教育情報化整備事業1億929万5,000円の減額をお願いするものでございます。内訳でございますが、節12委託料、GIGA端末更新委託料4,639万8,000円の減額につきましては、キッティング作業になりますが、学習用タブレットの更新に当たり、学習用タブレットを児童生徒がすぐに利用可能となるよう、ネットワーク設定やソフトウェアのインストールなど、初期設定作業を行う委託料で、この全額を減額いたします。この委託料は、当初タブレットの更新、調達に伴うリース料とは別に予算を計上しておりましたが、タブレット本体の更新に係る賃貸借リース料の中で、設定作業費も含めて調達が可能となったことから、設定作業に係る委託料について不用となったものでございます。

次に、節13使用料及び賃借料6,289万7,000円の減額につきましては、学校教職員が使用する校務用パソコン及びGIGAスクールタブレットを賃貸借により調達いたしましたが、機器の利用開始時期を見直したことにより、年度内の賃貸借月数が短縮となり、それに応じた執行により、その未執行分を減額するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、義務教育学校整備課から説明願います。

久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 義務教育学校整備課、久保田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第20号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページを御覧願います。第3表、繰越明許費補正（追加）でございます。下から2番目、款10教育費、項1教育総務費、事業名、小中一貫教育推進事業1,266万3,000円につきましては、学校跡地の不動産鑑定及び境界測量の委託料でございますが、年度内で事業完了が困難なことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、7ページを御覧願います。第4表、地方債補正（変更）でございます。下から1番目、起債の目的、学校整備事業、補正前の限度額11億8,190万円を補正後の限度額11億4,650万円に減額をお願いするものでございます。これは、小学校施設環境整備改修事業、中学校施設環境整備改修事業、中学校プール整備事業について、国からの交付金の額が決定したことにより、起債の限度額を減額するものでございます。

次に、10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上から4枠目、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、説明欄17、へき地児童生徒援助費等補助金に52万2,000円の減額をお願いするものでございます。これは、下館中学校及び明野五葉学園スクールバスの運行に係る国のへき地児童生徒援助費等補助金交付申請について、交付額の決定を受けて減額するものでございます。

次に、その下の枠、款15国庫支出金、項4交付金、目10教育費交付金、説明欄4、学校施設環境改善交付金に861万4,000円の減額をお願いするものでございます。これは、当該交付金に該当する3つの事業、小学校施設環境整備改修事業、中学校施設環境整備改修事業、中学校プール整備事業について、交付額の決定に伴い減額をお願いするものでございます。

続きまして、12ページを御覧願います。下から1番目、款22市債、項1市債、目10教育債、説明欄1、学校整備事業債3,540万円の減額をお願いするものでございます。これは、先ほど学校施設環境改善交付金の減額でご説明いたしました3つの事業に係る学校整備事業債でございます。対象となる事業における学校施設環境改善交付金交付額の決定に伴い、起債借入額にも変更が生じ、減額するものでございます。

次に、21ページを御覧願います。3、歳出でございます。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、事業名、小中一貫教育推進事業に1,266万3,000円の増額をお願いするものでございます。先ほど繰越明許費補正でご説明いたしました不動産鑑定及び境界測量の委託料でございますが、これは学校跡地利活用計画に基づく事業提案型一般公募の結果、長讃小学校の学校跡地につきましては売買による事業提案を受け、昨年12月に優先交渉権者を決定しております。売買による優先交渉権者との契約締結に向けた協議を進めるためには、不動産鑑定及び境界測量が必要となり、実施するものでございます。

続きまして、その下、事業名、スクールバス運行事業につきましては、先ほど歳入でご説明いたしましたスクールバス運行に係るへき地児童生徒援助費等補助金の減額分52万2,000円について、財源更正するものでございます。

次に、22ページを御覧願います。中段の款10教育費、項2小学校費、目3小学校営繕費、事業名、小学

校施設環境整備改修事業に5,106万8,000円の減額をお願いするものでございます。これは、歳入においてもご説明しております五所小学校のバリアフリー工事等でございます。この事業は、補助採択年度が令和6年度補正での採択となるのか、それとも令和7年度の予算で採択となるのか不明瞭であったため、令和7年度当初予算にも計上しておりました。このたび国庫補助が令和7年3月補正分、つまり令和6年度分予算で採択が確定したことから、令和6年度補正予算での工事実施となったため、令和7年度予算分を減額するものでございます。

次に、23ページを御覧願います。款10教育費、項3中学校費、目3中学校営繕費、事業名、中学校施設環境整備改修事業の財源更正をお願いするものでございます。これは、関城中学校屋内運動場電気設備改修工事において申請していました学校施設環境改善交付金400万円が不採択となったため、財源更正するものでございます。

次に、その下、中学校プール整備事業でございます。これは、下館西中学校プール整備工事において申請していました学校施設環境改善交付金の交付額1,858万6,000円の決定に伴い、財源更正するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 先ほど長讃小学校の跡地の売買契約なのですがすけれども、不動産鑑定額はいつ頃出るのかなという質疑。それと、面積をちょっと確認したいのですがすけれども。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 不動産鑑定なのですがすけれども、4月に委託しまして、いつ頃出すかというのは、なるべく測量を終わったのと合わせるようにやりたいなと考えているのですがすけれども。売るときのタイムラグがないような形で不動産鑑定も併せてやろうかと考えております。

面積については、これから測量なので、これから確定していくわけなのですがすけれども、現在は1万7,158平米ということになっております。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 悪いのですがすけれども、坪で大体。そうでないと分からないのです。

それと、鑑定額をだからいつ頃出るのと言っているの。ざっくりでいいですから。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 夏までには出ます。

（「そんなに時間かかるんだ」と呼ぶ者あり）

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） （続）測量と合わせるとすると、測量もやっぱり4か月、5か月、4か月ぐらいかかると思うので、それに合わせてやろうと思っています。

（「面積」と呼ぶ者あり）

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） （続）5,150坪ぐらいですか。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ質疑を終結します。

次に、生涯学習課から説明をお願いします。

飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君） 生涯学習課、飯島です。よろしくお願いいたします。着座にて説明申し上げます。

議案第20号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、教育委員会生涯学習課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページを御覧願います。第3表、繰越明許費補正（追加）でございます。一番下の項目でございます。款10教育費、項6社会教育費、事業名、図書館施設改修事業295万9,000円を繰り越すものでございます。こちらは、中央図書館北側広場の陥没調査委託について、委託先業者の選定等において期間を要したため、年度内の事業完了が困難なことから、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第20号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第20号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決をいたします。

議案第20号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第31号「筑西市蓮沼忠雄育成基金条例等の廃止について」審査を願います。

学務課から説明願います。

稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） よろしくお願ひします。

議案第31号「筑西市蓮沼忠雄育成基金条例等の廃止について」ご説明いたします。

本議案につきましては、蓮沼忠雄奨学資金制度の終了に伴い、筑西市蓮沼忠雄育成基金条例、筑西市蓮沼忠雄育成運用基金条例、蓮沼忠雄奨学資金貸与条例、3つの条例を廃止するものでございます。

廃止の理由でございますが、蓮沼忠雄奨学資金は、昭和63年の制度創設以来、利用者は1名のみとなっており、制度の目的に沿った活用が果たされていないこと、また近年高等学校授業料無償化等により、設立当時と学校教育を取り巻く環境も大きく変化し、貸与希望者が見込めない状況にあることなどにより、令和8年3月末をもって事業終了とするものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 利用者が1名しか過去いなかったということで、この基金残高は幾らで、それは今後どうするのか。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） それでは、お答えいたします。

基金の残高は、直近でございますと、蓮沼忠雄育成基金が500万円、蓮沼忠雄育成運用基金が174万3,082円、合計しますと674万3,082円でございます。廃止の後、基金につきましては学校教育施設整備基金のほうに積み立てて、協和義務教育学校の整備費用に充てることで予定してございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 分かりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、質疑を終結いたします。

議案第31号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決をいたします。

議案第31号「筑西市蓮沼忠雄育成基金条例等の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会の審査を終了いたします。どうもご苦労さまでした。執行部は退室願います。

〔執 行 部 退 席〕

○委員長（大嶋 茂君） これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時23分